住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　［略］ ［２～４　略］ ５　この省令において「同居世帯」とは、一の住宅等に二以上の世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設（第五条及び第十三条の二第一項第二号において「寄宿舎等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第五条及び第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）に居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯に限る。以下この項において同じ。）が居住する場合において、当該住宅等に居住する世帯のうち当該住宅等を代表する者が属しない世帯をいう。 ６　［略］ ７　［略］ ８　［略］ （調査時） **第四条**　住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行う。 （調査の対象） **第五条**　住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（同居世帯を除き、並びに住宅以外で人が居住する建物（寄宿舎等及び病院等を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。第六条及び第十三条第三項において同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したもの（以下それぞれ「調査住宅等」及び「調査世帯」という。）について行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 ［一・二　略］ 三　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第一項に規定する入国者収容所 ［四・五　略］ 六　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者が管理する施設 七　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文に規定する営舎及び同令第五十六条に規定する営舎その他の施設 ［八・九　略］	（定義） **第三条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］ ５　［同上］ ６　［同上］ ７　［同上］ （調査時） **第四条**　住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行う。 （調査の対象） **第五条**　住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設（第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 ［一・二　同上］ 三　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する入国者収容所 ［四・五　同上］ 六　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者が管理する施設 七　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文及び第五十二条第二項本文に規定する営舎並びに同令第五十六条に規定する営舎その他の施設 ［八・九　同上］